平成２８年（ワ）第２４０７号

自衛隊南スーダンＰＫＯ派遣差止等請求事件

原　告　　平　　和　子

被　告　　国

準　備　書　面　Ⅳ

－　国連憲章・憲法・安保条約・安保関連法と自衛隊の実態　－

２０１７（平成２９）年5月２６日

札幌地方裁判所　民事第１部合議係Ｂ　御中

申立人代理人

弁護士　　佐　藤　博　文

弁護士　　池　田　賢　太

外

目　次

第１　本書面の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
第２　自衛隊創設の経緯と法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　１　国連憲章の武力行使禁止原則の構造・・・・・・・・・・・・・・　3
　２　憲法９条の規範内容と国連憲章との関係・・・・・・・・・・・・　5
　３　自衛隊の創設と政府による「合憲限定解釈」・・・・・・・・・・　5
第３　安保条約から「日米軍事同盟」へ・・・・・・・・・・・・・・・　7
　１　新安保条約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　２　日米の戦争軍事マニュアル「ガイドライン」・・・・・・・・・・　8
　３　先に「ガイドライン」ありき・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　４　専守防衛から「積極的平和主義」へ・・・・・・・・・・・・・・　11
第４　自衛隊の現有「戦力」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　１　自衛隊の兵力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　２　自衛隊の装備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　３　軍事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
第５　自衛隊の海外派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
　１　初めての海外派遣－掃海艇のペルジア湾派遣・・・・・・・・・・　19
　２　ＰＫＯ等協力法「成立」の経過・・・・・・・・・・・・・・・・　19
　３　紛争地域における人道支援と軍隊の関係・・・・・・・・・・・・　20
　４　ＰＫＯ等協力法に基づく派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
　５　多国籍軍への参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
第６　安保関連法とＰＫＯ派遣の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・　25
　１　ＰＫＯ協力法の業務の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
　２　国際平和支援法の新規立法・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
第７　北海道における安保関連法と自衛隊・・・・・・・・・・・・・・　28
　１　陸上自衛隊の拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
　２　北海道における米軍基地と自衛隊の使用・・・・・・・・・・・・　29
　３　進む自衛隊基地の米軍使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

第１　本書面の目的

本書面は、自衛隊の海外派遣の憲法適合性に焦点を当て、国連憲章と憲法と自衛隊法・ＰＫＯ協力法の関係、安保条約下の米軍と自衛隊の実態、さらには２０１６年３月に施行された安保関連法の内容を明らかにすることを目的とする。

第２　自衛隊創設の経緯と法的根拠

１９５４年７月１日に施行された自衛隊法と自衛隊の実態について論ずるには、１９４５年６月２６日に発効した国際連合憲章が定める武力行使禁止原則並びに１９４７年５月３日に施行された日本国憲法第９条との関係を論ずることが前提となる。

１　国連憲章の武力行使禁止原則の構造

（1）国連憲章は第２条３項で紛争の平和的解決義務を規定するとともに、同条４項により一般的に武力行使を禁止した。すなわち、「すべての加盟国はその国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決」する義務を課し（第１章２条３項）、「全ての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」（同４項）と定めた。

そして、第６章「紛争の平和的解決」の第３３条１項で、「交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取決の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない」と定めた。

ここで、重要なことは、２条４項の「武力行使禁止原則」は、戦意の表明を伴う法的な意味での戦争だけでなく、それ以外の「武力行使(use of force)」を禁止したほか、さらに武力行使を背景とした要求を排除するため、特定状況下で「武力の行使」に至る確度が高い活動である「武力による威嚇（threat of force)」も禁じていることである。

以上より、「武力行使禁止原則」が禁止する例としては、①侵略戦争、②紛争解決

のために行なわれる武力による威嚇又は武力の行使のほか、③他国の武力行使の支援としての自国領域の使用許可や他国の非正規軍・叛徒等に対する支援といったいわゆる間接的武力行使も含まれるとされる（「国際法」513 頁／有斐閣）。

（2）以上に対して、国連憲章は武力行使禁止の例外を２つ認めた。

第１は、憲章７章によって認められる集団措置としてなされる武力行使である。安保理が非軍事的措置（４１条）では不十分と認定する場合に限り、「国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍、陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動をふくむことができる」（４２条）とされる。

第２は、自衛権の行使としての武力行使である。「国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を侵害するものではない」（５１条）。

以上より、国連憲章体制における武力行使の規制の根幹は、その一般的な禁止とともに、許容される武力行使も国連のコントロール下に置かれるという決定の一元化にある。すなわち、仮に武力行使がなされる場合でも、国連の決定なしに一国の判断で行うことはできず、それが自衛権の行使であっても「安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間」の極めて限定的なものである。

（3）以上から明らかなように、国連憲章上はＰＫＯ活動なるものは存在しない。戦後、国際紛争を解決する方法として、国連総会が主導して生み出したものである。この経緯については、訴状１９～２３頁で論じたとおりである。

ＰＫＯ活動の国連憲章上の根拠を敢えて求めるならば、国連憲章第７章４０条とされる。けだし、同条は、安全保障理事会が第４１条（安保理が行なう非軍事的措置）と第４２条（前述した軍事的措置）に規定された活動を行なう前に、関係当事者の権利、請求権または地位を害することなく、戦闘状態の悪化を防ぐための暫定的措置をとることができると定めているからである（国連「ブルーヘルメット-国連軍・平和維持への闘い」２０頁）。

２　憲法９条の規範内容と国連憲章との関係

（1）前述した国連憲章の「武力行使禁止原則」は、日本国憲法第９条１項と共通するものである。

しかし、国連憲章は同時に国際連盟がファシズムの台頭に無力であった経験に立って、国連安全保障理事会に強制措置発動の権限を認め、侵略の脅威を除去して平和を守るための国連による軍事力の行使を認めた。

これに対し、日本国憲法は、憲法第９条２項で交戦権を否認すると同時に、戦力＝対外的実力戦闘行動を任務とする人的物的装置を保持しないことを明らかにした。かかる徹底した非武装平和主義は、国連憲章をさらに進めた先駆的な意義を有するものであった。

（2）わが国は、国連に加盟するに際し、加盟申請書に添付した岡崎外相の書簡（１９５２年6月１６日）で、「国際連合の加盟国としての義務を、その有するすべての手段をもって履行することを約束」するとした。この文書の作成に関与した当時の外務省条約局長西村熊雄は、「（この文書を発送することによって）日本のディスポーザルにない手段を必要とする義務は負わない、すなわち軍事的協力、軍事的参加を必要とするような国際連合憲章の義務は負担しないことをはっきりいたしたのであります」と説明している（１９６０年8月１０日憲法調査会第３委員会第２４回会議議事録。以上は『資料集　２０世紀の戦争と平和』新日本出版社に所収）。

ここからは、日本が、どんな形であれ（国連軍、多国籍軍、ＰＫＯなど）、国連が行なう軍事的措置に参加することは、あり得ないことである。

３　自衛隊の創設と政府による「合憲限定解釈」

（1）戦後の東アジアは、朝鮮民主主義人民共和国の建国・独立（１９４８年9月）、中華人民共和国の樹立（１９４９年１０月）を経て、朝鮮戦争が勃発した（１９５０年６月）。これに対して、アメリカは大韓民国を軍事支援するために日本に駐留する占領軍を朝鮮半島に出動させることにし、これによる日本における防衛兵力・治安維持兵力の不在を補完するために、１９５０年8月、ＧＨＱ指令で警察予備隊が創設された。警察予備隊は、警察力を補うものとして設けられたが、実質的には対反乱作戦を

遂行するための軍隊であり、装備はＭ１ガーランド小銃、戦車（当時の呼称は「特車」）など重武装であり、組織的にも総理府の外局扱いとされ、警察とは独立して内閣総理大臣の指揮を受けるものとされた。

（2）日本は、１９５１年４月２８日サンフランシスコ条約（対日平和条約）を締結して連合国の占領統治を終えるとともに、同日、米国との間で、米軍を日本国内に駐留させる「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（旧安保条約）を締結し、再軍備の道を歩み始めた。

政府は、１９５２年７月に保安庁法を成立させ、同年１０月に警察予備隊を保安隊に改組したが、この際に「警察力の不足を補う」という文言がなくなり、独自の保安機関であることが明確になった。

（3）政府は、１９５４年３月、アメリカと日米相互防衛援助協定を締結し、日本は「自国の防衛力の増強」という義務を負うことになった。これを受けて、同年６月に自衛隊法と防衛庁設置法を成立させ、翌７月に陸・海・空にわたる事実上の３軍を備えた自衛隊および防衛庁が発足し、保安庁（保安隊・警備隊）は廃止となった。

自衛隊創設にあたり、政府は、憲法９条１項の「武力の行使」及び２項の「戦力の不保持」に違反するという批判を回避するために、国家の自然的権利である個別的自衛権は認められる、従って、他へ攻撃をしかけることなく、他から自己の領域が攻撃を受けたときに初めて、その領域周辺において自己を守るためにのみ武力を用いる「専守防衛」は合憲であると説明した。

かかる政府見解は、自衛隊創設の国会審議にあたり、参議院の「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」が、「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章とわが国の熾烈なる平和愛好精神に照らし、海外出動は、これを行なわないことを茲に更に確認する」と明言し、これを受けて政府が「自衛隊は、海外派遣というような目的は持っていないのであります。従って只今の決議の趣旨は十分これを尊重する所存であります」と答えたことから明らかである。

（4）ところで、「専守防衛」における自衛権という概念は、憲法上全く存在しない憲法外の自然法的理念によって合憲性が導かれている。自己保存的・自然権的な「自衛のための必要最小限度の実力である限りにおいて」合憲だという合憲限定解釈であ

る。そうである以上、「戦争の用に供しうる」人的物的組織体である自衛隊の活動については、自ずと大きな限界があり、法律解釈としては、「自衛」目的以外の活動については違憲の推定が働くのが論理的帰結となる。

そのため、その後の自衛隊の役割や活動範囲をめぐり、自衛隊の装備（例えば遠征能力）や海外派遣の肯否、（世界最強の軍隊である）米軍との編成・装備・作戦等の一体化、米軍基地の提供、核兵器の使用や核抑止力の肯否、安保条約に基づく活動範囲、集団的自衛権行使の肯否、防衛庁の有事法制研究などが問題になり、自衛隊と安保条約の合憲性の主張立証責任を負う歴代政府が、その都度「解釈」を示し、それが積み重ねられてきた。

これに対して、司法の場でも、安保条約に基づく米軍の駐留（砂川裁判）、自衛隊ナイキミサイル基地建設（長沼裁判）で憲法９条２項の違憲性が争われたが、いずれも最高裁判所は「統治行為」論に基づき憲法判断をせず、結果として「政治による既成事実」が進んだ。

第３　安保条約から「日米軍事同盟」へ

１　新安保条約

（1）旧安保条約は、１９６０年6月に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（新安保条約）に改定された。主な内容は次のとおりである。

- 旧条約は片務的だが（米国は日本防衛の義務を負わず、日本は基地貸与の義務を負う）、新安保条約は日本防衛のため日米が協力するという双務的なもの（米国は日本防衛の義務を負い、日本は基地を貸与する）とされた。これにより、日本の防衛力維持・増強義務が明記されることになった。
- 旧条約は、純粋に防衛に関するものだったが、新条約では経済分野などにおける協力なども定められた。
- 旧条約は有効期間が明示されなかったが、新条約では１０年間効力を有した後はどちらかの通告から１年後に失効するという期間が示された。
- 新条約では、在日米軍の重要な部隊移動や戦闘作戦行動などに関して、日米の事前協議を行うことが定められた（但し、実際には協議はなされていない）。

（2）主な条文は、以下のとおりである。憲法の規定に従う旨明記しているが、憲法９条の規律内容との具体的な関係には触れていない。こうして、安保条約体制の維持・強化の下で、憲法９条違反の軍事拡大が進められるという「現実」が進行した。

【自衛力の維持発展】

第３条　締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規程に従うことを条件として、維持し発展させる。

【共同防衛】

第５条①　各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、何れか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

【基地の供与】

第６条　日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

２　日米の戦争軍事マニュアル「ガイドライン」

（1）日米安保条約に基づく防衛協力の具体的在り方、具体的役割分担は、「日米防衛協力の指針（ガイドライン）」という合意文書にされ、履行されてきた。要するに、「戦争（戦争準備）マニュアル」である。

１９７８年１１月に初めて策定されたのち、１９９７年９月に改訂され、２０１４年７月の集団的自衛権行使容認の閣議決定の後、安保関連法を国会に上程する前の２０１５年４月に２度目の改定がなされた。（ガイドラインは日米両国の外交・防衛上の４名の閣僚間で合意されるもので、国会承認は必要とされていないが、立憲主義・法治主義の見地からは許されないものである。）

７８年ガイドラインは、日本に対する外部からの直接的脅威は考えられないという前提で「専守防衛」の範囲内であった。

ところが、９７年ガイドラインでは、日米の防衛協力を３段階に分けて想定し、「未然=平素」「日本有事」「周辺有事」との項目が設けられた。安保条約６条の「極東」の中に「周辺事態」が取り込まれ、１９９９年５月に制定された周辺事態法（正式名称「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」）制定の先取りとなった。

（2）しかし、２０１５年ガイドラインでは、その３段階の仕切りは取り払われ、冒頭に以下の文章が設けられた。

「　平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを超えた地域が安定し、平和で安定したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は次の事項を強調する。

・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応

・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果

・政府一体となっての同盟としての取り組み

・地域及び他のパートナー並びに国際機関との協力

・日米同盟のグローバルな性格　」

（3）ここで特に注目すべきは、

①　「アジア太平洋地域及びこれを超えた地域」「日米同盟のグローバルな性格」「防衛協力」という文言が示すように、日米の協力の範囲は日本の防衛を大きく超えて全世界に及んでいることである。安保条約５条の「日本国の施政の下にある領域」とか同６条の「極東における国際の平和及び安全の維持」といった地域的概念が完全に放擲されている。

②　日米の協力は、段階（平時か、有事か）の仕切りなく、全面協力となることである。前記「切れ目のない柔軟かつ実効的な日米共同の対応」に係るもので、（世界最強の軍隊である）米軍との編成・装備・作戦等の一体化を進めるということである。

こうして、自衛隊は、防衛協力という名のもとに、米軍が全世界で行っている軍事作戦行動に、いつでも、どこでも全面協力する・相乗効果を図ることが想定され、もはや「専守防衛」とは言えない。安保条約の条項（「憲法上の規定に従う」「極東

における」等）にも反することが明らかである。

３　先に「ガイドライン」ありき

（1）上記ガイドラインを実施するために、安保関連法を成立させたといえる。すなわち、安保関連法案が閣議決定され国会に提出されたのが２０１５年5月１５日であるが、２０１５年ガイドラインが合意されたのは、それに先立つ同年４月２７日であり、そして、その２日後の４月２９日に、安倍晋三首相は、米連邦議会において演説をし、その中で以下のように述べた。

「　日本はいま、安保法制の充実に取り組んでいます。実現のあかつき、日本は、危機の程度に応じ、切れ目のない対応が、はるかによくできるようになります。

　この法整備によって、自衛隊と米軍の協力関係は強化され、日米同盟は、より一層堅固になります。それは地域の平和のため、確かな抑止力をもたらすでしょう。

　戦後、初めての大改革です。この夏までに、成就させます。（中略）それこそが、日米防衛協力の新しいガイドラインにほかなりません。」

この演説から明らかなように、安保関連法が２０１５年ガイドラインを実行する（対米約束）ための国内法であることが、明白に示されている。

（2）また、自衛隊統合幕僚監部は、安保関連法制定前に、「日米防衛協力の指針（ガイドライン）及び平和安全法制関連法案について」と題する文書を作成しており、それが国会で暴露された（参議院特別委員会８月１１日）。

　この文書の冒頭には以下のように書かれている。

「　ガイドラインの記載内容については、既存の現行法制で実施可能なものと、平和安全法制関連法案の成立を待つ必要があるものがあり、ガイドラインの中では、これらが区別されることなく記載されています。

　Ｂ節（引用者注：日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処）は、前ガイドラインの「周辺事態」に対応する部分であり、平和安全法制で言うところの「重要影響事態」に関連する部分です。平和安全法制との関連性のある部分です。

Ｄ節(引用者注：日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動)は、我が国の集団的自衛権の行使に関連する部分であり、本ガイドラインで新規で盛り込まれております。これも平和安全法制と関連性のある部分です。

第５章(引用者注：地域の及びグローバルな平和と安全のための協力)は、国際的な活動における協力等についてであり、本ガイドラインでは一つの章として記載されています。この章も平和安全法制との関連性があります。」

このように２０１５年ガイドラインには、安保関連法で初めて盛り込まれることとなった「重要影響事態」「集団的自衛権」「後方支援」などについて、ガイドラインと安保関連法制との緊密な関係が示され、しかも、いまだ安保関連法が成立していない段階において、その成立を先取りする形で、自衛隊が米軍との協力の中で実施することが合意されていた。

４　専守防衛から「積極的平和主義」へ

（1）２０１５年の安保関連法とガイドライン策定にあたっては、わが国の防衛・安全保障政策の国是とされてきた「専守防衛」からの根本的な転換があった。

すなわち、第２次安倍内閣は、２０１３年１２月１７日、国家安全保障会議及び閣議において決定した「国家安全保障戦略」において、国家安全保障戦略の基本理念について、「日本さえ平和であれば良い」という一国平和主義に加え、「日本が軍事的活動を行わないことが国際平和に寄与する」とした考えを「消極的平和主義」と位置づけた上で、これらを否定し、「国際協調主義に基づく積極的平和主義」なる概念を打ち出して、その意味を、日本国憲法前文の「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」とする理念を、人道支援はもとより、国連平和維持活動や多国籍軍の活動に代表される自衛隊海外派遣などの軍事的オプションがあってこそ世界平和が近づくとした。軍事力を強化し、米軍とともに全地球的に積極的に活動することこそ、国際平和に寄与することだと論理を全面的に転換したのである。

（2）しかし、「積極的平和主義」の国際法上の本来の意味は、ノルウェーの平和学者ヨハン・ガルトゥング（１９３０-)が「直接的暴力」に対し、暴力が貧困や差別、格差

など社会的構造に根ざしている場合の「構造的暴力」を提起し、単に戦争のない状態と捉える「消極的平和」に加え、戦争の原因となる構造的暴力がない状態を「積極的平和」と唱えたことに発する。

その結果、戦後の平和学あるいは平和活動の対象領域は広がり、偏見や差別、貧困、飢餓、抑圧、ジェンダー、ノーマライゼーション、異文化教育といったテーマも含むようになり、国際人権規約、ユネスコ憲章など国連の様々な活動の理念や具体化に反映されている。

２０１６年１２月１９日国連総会で決議された「平和への権利宣言」（賛成１３１カ国、反対３４カ国、棄権１９カ国。日本は反対）も、この国際法上の本来の意味である「積極的平和主義」に基づくものである。人権という人類普遍の価値に基づいて、国際立憲主義の確立をめざすものである。

日本政府は、「積極的平和主義」を全く逆の意味に使用して、国是だった「専守防衛」を１８０度転換したのである。

第４　自衛隊の現有「戦力」

１　自衛隊の兵力

（1）自衛隊の現在の兵力及び装備（戦車・主要火器の保有数、主要航空機の保有数、主要艦船の就役数、誘導弾（ミサイル）の性能）は、以下のとおりである（いずれも２０１６年日本の防衛「防衛白書」より）。

兵員は、陸上自衛隊員が１３．６万人、海上自衛隊員が４．２万人、航空自衛隊員４．３万人である。

資料16 自衛官の定員及び現員

(2016.3.31現在)

区　分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定　員	150,863	45,364	46,940	3,987	247,154
現　員	138,610	42,052	43,027	3,650	227,339
充足率(%)	91.9	92.7	91.7	91.5	92.0

区　分	非任期制自衛官				任期制自衛官
	幹部	准尉	曹	士	
定　員	45,427	4,954	140,136	56,637	
現　員	42,478 (2,118)	4,491 (39)	137,898 (7,613)	18,897 (1,280)	23,575 (2,426)
充足率(%)	93.5	90.7	98.4	75.0	

(注) 1　現員の( )は女子で内数
　　 2　定員は予算定員

（2）上記を、英国際戦略研究所(IISS)「ミリタリー・バランス」２０１６年版からＥＵ主要国の現役兵力数を抜き出し、自衛隊と米軍の兵力推移も並べてみると、下記のようになる。(注意／「陸軍」「海軍」「空軍」の人数は２０１５年の内訳。但し、総数は必ずしも一致しない。)

	2015年	陸軍	海軍	空軍	1990年
ドイツ	17万8600	6万 450	1万6150	2万8600	47万6300
フランス	20万8950	11万1650	3万6050	4万3600	45万3100
イギリス	15万4700	8万8300	3万2500	3万3900	30万 100
イタリア	17万4500	10万2200	3万 400	4万1900	36万1400
自衛隊	24万7150	15万1000	4万5500	4万7100	24万6400
アメリカ	138万1250	50万9540	32万6800	16万5150	202万9600

重要なことは、自衛隊の常備兵員数が、ドイツ、フランス、イギリス、イタリアと比較して、陸・海・空のどの部門でも大きく上回ることである。また、１９９０年の冷戦崩壊時と較べ、軒並み半分以下に減員し、アメリカですら３２％削減しているのに、自衛隊は冷戦期の規模をそのまま維持していることである。

その理由は、ＥＵ各国が冷戦後、軍備縮小へと向かった間に、自衛隊はその努力を全くせず、「専守防衛」の看板のまま、日米同盟の強化を進めてきたからである。

日本国民の多くは、かような事実を知らず、「普通の国」であるＥＵ各国の軍隊より、「専守防衛」の日本の自衛隊の方が少ないと思っている。ここには、世界の常識から取り残された日本の非常識（異常さ）がある。

２　自衛隊の装備

（1）自衛隊の正面装備について主なものを挙げると、次のとおりである。

・戦車　　：６９０両、装甲車９６０両

・戦闘機　：約３５０機

・護衛艦　：４７隻、潜水艦１７隻

・ミサイル：対弾道弾ミサイル、対航空機・対ミサイル用誘導ミサイルなどとなっている。

防衛出動となれば、これらの「戦力」（プラス米軍戦力）をもって、武力行使を行うこととなる。

資料８　戦車、主要火器などの保有数

（2016.3.31現在）

種　類	無反動砲	迫撃砲	野戦砲	ロケット弾発射機等	高射機関砲	戦車	装甲車
保有概数	2,500	1,100	450	100	50	690	960

（注）戦車、装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

資料9 主要航空機の保有数・性能諸元

(2016.3.31現在)

所属	形式	機　種	用　途	保有数(機)	最大速度(ノット)	乗員(人)	全長(m)	全幅(m)	エンジン
陸上自衛隊	固定翼	LR-1	連絡偵察	1	290	2 (5)	10	12	ターボプロップ、双発
		LR-2	連絡偵察	7	300	2 (8)	14	18	ターボプロップ、双発
	回転翼	AH-1S	対戦車	60	120	2	14	3	ターボシャフト
		OH-6D	観測	48	140	1 (3)	7	2	ターボシャフト
		OH-1	観測	38	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
		UH-1H／J	多用途	131	120	2 (11)	12／13	3	ターボシャフト
		CH-47J／JA	輸送	58	150／140	3 (55)	16	4／5	ターボシャフト、双発
		UH-60JA	多用途	39	150	2 (12)	16	3	ターボシャフト、双発
		AH-64D	戦闘	12	150	2	18	6	ターボシャフト、双発
海上自衛隊	固定翼	P-1	哨戒	9	450	11	38	35	ターボファン、4発
		P-3C	哨戒	68	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
	回転翼	SH-60J	哨戒	42	150	3	20	16	ターボシャフト、双発
		SH-60K	哨戒	49	140	4	20	16	ターボシャフト、双発
		MH-53E	掃海・輸送	4	150	8	30	24	ターボシャフト、3発
		MCH-101	掃海・輸送	8	150	4	23	19	ターボシャフト、3発

所属	形式	機　種	用　途	保有数(機)	最大速度(ノット)	乗員(人)	全長(m)	全幅(m)	エンジン
航空自衛隊	固定翼	F-15J／DJ	戦闘	201	2.5マッハ	1／2	19	13	ターボファン、双発
		F-4EJ	戦闘	54	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		F-2A／B	戦闘	92	2マッハ	1／2	16	11	ターボファン、単発
		RF-4E／EJ	偵察	13	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		C-1	輸送	22	440	5 (60)	29	31	ターボファン、双発
		C-130H	輸送	14	340	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		KC-767	空中給油・輸送	4	460	4~8 (200)	49	48	ターボファン、双発
		KC-130H	空中給油機能付加	2	340	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		E-2C	早期警戒	13	330	5	18	25	ターボプロップ、双発
		E-767	早期警戒管制	4	450	20	49	48	ターボファン、双発
	回転翼	CH-47J	輸送	15	150	3 (55)	16	4	ターボシャフト、双発

(注) 1　乗員の項で（　）内の数値は、輸送人員を示す。
　　 2　F-4EJには、F-4EJ改48機を含む。
　　 3　保有数は、2016.3.31現在の国有財産台帳数値である。

資料10 主要艦艇の就役数

（2016.3.31 現在）

区　分	護衛艦	潜水艦	機雷艦艇	哨戒艦艇	輸送艦艇	補助艦艇
数（隻）	47	17	27	6	11	29
基準排水量（千トン）	240	48	26	1	28	125

（注）数字は四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

資料11 誘導弾の性能諸元

（2016.3.31 現在）

用途	名称	所属	重量（kg）	全長（m）	直径（cm）	誘導方式
対弾道弾	ペトリオット（PAC-3）	空	約300	約5.2	約26	プログラム＋指令＋レーダー・ホーミング
	SM-3	海	約1,500	約6.6	約35	指令＋赤外線画像ホーミング
対航空機対ミサイル	ペトリオット（PAC-2）	空	約900	約5.3	約41	プログラム＋指令＋TVM
	改良ホーク	陸	約640	約5.0	約36	レーダー・ホーミング
	03式中距離地対空誘導弾（中SAM）		約570	約4.9	約32	レーダー・ホーミング
	81式短距離地対空誘導弾（改）（SAM-1C）		約100	約2.7／2.9	約16	画像＋赤外線ホーミング レーダー・ホーミング
	81式短距離地対空誘導弾（SAM-1）	陸空	約100	約2.7	約16	赤外線ホーミング
	91式携帯地対空誘導弾（SAM-2）	陸	約12	約1.4	約8	画像＋赤外線ホーミング
	91式携帯地対空誘導弾（B）（SAM-2B）		約13	約1.5	約8	赤外線画像ホーミング
	93式近距離地対空誘導弾（SAM-3）	陸	約12	約1.4	約8	画像＋赤外線ホーミング
	11式短距離地対空誘導弾		約100	約2.9	約16	アクティブ・レーダーホーミング
	基地防空用地対空誘導弾	空	約100	約2.9	約16	アクティブ・レーダーホーミング
	スタンダード（SM-1）	海	約590	約4.6	約34	レーダー・ホーミング
	スタンダード（SM-2）		約710	約4.7	約30	指令＋レーダー・ホーミング
	シースパロー（RIM-7F／M）		約230	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	シースパロー（RIM-162）		約300	約3.8	約25	慣性誘導＋レーダー・ホーミング
	RAM（RIM-116）		約73	約2.8	約13	パッシブ・レーダー・ホーミング＋ 赤外線ホーミング
	スパロー（AIM-7E／F／M）	空	約230	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	サイドワインダー（AIM-9L）		約89	約2.9	約13	赤外線ホーミング
	90式空対空誘導弾（AAM-3）		約91	約3.0	約13	赤外線ホーミング
	99式空対空誘導弾（AAM-4）		約220	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	99式空対空誘導弾（B）（AAM-4B）		約220	約3.7	約20	レーダー・ホーミング
	04式空対空誘導弾（AAM-5）		約95	約3.1	約13	赤外線ホーミング

用途	名称	所属	重量（kg）	全長（m）	直径（cm）	誘導方式
対艦船	88式地対艦誘導弾（SSM-1）	陸	約660	約5.1	約35	慣性誘導＋レーダー・ホーミング
	12式地対艦誘導弾		約700	約5.0	約35	慣性誘導＋レーダー・ホーミング＋GPS
	ハープーン（SSM）	海	約680	約4.6	約34	慣性誘導＋レーダー・ホーミング
	ハープーン（USM）		約680	約4.6	約34	慣性誘導＋レーダー・ホーミング
	ハープーン（ASM）		約530	約3.8	約34	慣性誘導＋レーダー・ホーミング
	90式艦対艦誘導弾（SSM-1B）		約660	約5.1	約35	慣性誘導＋レーダー・ホーミング
	91式空対艦誘導弾（ASM-1C）		約510	約4.0	約35	慣性誘導＋レーダー・ホーミング
	80式空対艦誘導弾（ASM-1）	空	約600	約4.0	約35	慣性誘導＋レーダー・ホーミング
	93式空対艦誘導弾（ASM-2）		約540	約4.0	約35	慣性誘導＋赤外線画像ホーミング
	93式空対艦誘導弾（B）（ASM-2B）		約530	約4.0	約35	慣性誘導＋赤外線画像ホーミング＋GPS
対戦車	87式対戦車誘導弾	陸	約12	約1.1	約11	レーザー・ホーミング
	01式軽対戦車誘導弾		約11	約0.9	約12	赤外線画像ホーミング
	TOW		約18	約1.2	約15	赤外線半自動有線誘導
対舟艇対戦車	79式対舟艇対戦車誘導弾	陸	約33	約1.6	約15	赤外線半自動有線誘導
	96式多目的誘導弾システム（MPMS）		約59	約2.0	約16	慣性誘導＋赤外線画像光ファイバTVM
	中距離多目的誘導弾		約26	約1.4	約14	赤外線画像ホーミング レーザー・ホーミング
	ヘルファイア	海	約47	約1.6	約18	レーザー・ホーミング
	マーベリック		約300	約2.5	約31	赤外線画像ホーミング

（2）主要兵器においても、１９９０年から２０１５年における正面装備（戦車・戦闘機・主要艦船）の推移をみると（前掲前田哲男「世界」２０１６．１２号）、

① 主力戦車（ＭＢＴ）独軍　７０００両 ⇒ ３０６両

仏軍　１３９２両 ⇒ ２５４両

英軍　１３１４両 ⇒ ２２７両

伊軍　１２２０両 ⇒ ７７７両

日本　１２００両 ⇒ ７７７両

② 戦闘機　独軍　６３８機 ⇒ ２３５機

仏軍　８４５機 ⇒ ２８１機

英軍　５３０機 ⇒ ２５４機

伊軍　４４９機 ⇒ ２４４機

日本　４２２機 ⇒ ５５７機

③ 主要水上戦闘艦の保有数は、１９９０年と２０１５年を比較すると、

独軍　１４隻 ⇒ １５隻（潜水艦２４隻⇒５隻）

仏軍　４１隻 ⇒ ２３隻（潜水艦１７隻⇒１０隻）

英軍　４８隻 ⇒ １９隻（潜水艦２４隻⇒１０隻）

仏軍　　３２隻　⇒　１９隻（潜水艦９隻⇒６隻）

日本　　６６隻　⇒　４７隻（ヘリ空母　０隻⇒２隻（もうすぐ４隻）ミサイル駆逐艦６隻⇒２６隻／大型化・高戦力化が著しい）

３　軍事費

軍事力を国家の財政支出の面から見ると、日本は、国民総生産の中に占める軍事費の割合が、約１％である。米ロ２大国を除き、海外派兵が恒常化している国（英、仏、インド、中国、韓国など）は、２％台である。日本と同じく、第二次大戦後に「非武装」から出発し、冷戦下で再軍備を行ない、冷戦崩壊後にNATO軍の一員として海外派兵を行なうようになったドイツは、1.2～1.4％である。

日本の自衛隊は、「専守防衛」の立場から、海外に遠征して戦闘することを前提としないため、常備兵員数が多くとも、装備の高度化は高くなく、軍事費負担は少なかった。しかし、２０１５年ガイドラインと安保関連法により、今後はいつでもどこへでも長期間にわたって派兵することになり、装備の大型化・高戦力化、米軍との一体化に合せて、軍事費負担が急増することは避けられない。こうして、財政面でも自衛隊は、世界的な軍縮の努力に反して、軍拡路線を歩んでいる。

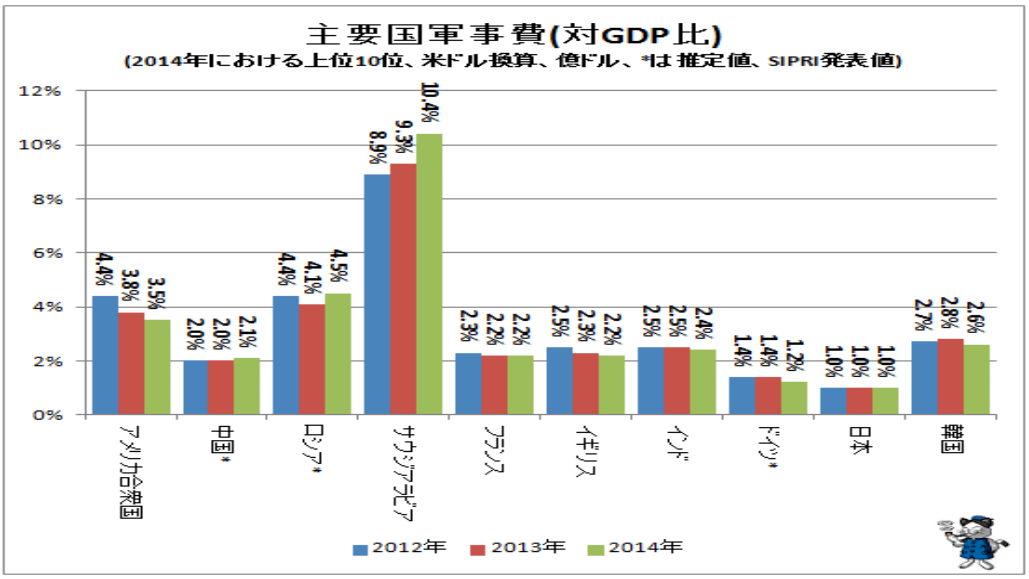

第５　自衛隊の海外派遣

１　初めての海外派遣－掃海艇のペルジア湾派遣

１９９０年８月、イラクがクウェートに侵攻し、湾岸戦争が勃発した。これを契機に、アメリカ政府は日本に対して、同盟国として戦費の拠出と共同行動を求めた。

政府・自民党は、「国際貢献」が求められているとして、同年１０月１２日、自衛隊員を平和協力隊員として国連平和維持活動等に協力することを内容とする「国連平和協力法案」を国会に上程したが、広範な国民世論の前に廃案となった。

しかし、多国籍軍に対して計１３０億ドル（為替相場の変動により目減りがあったとして５億ドル追加）の資金援助を行うほか、「国際貢献」のキャンペーンの下、掃海艇のペルシャ湾派遣を強行した。

自衛隊のペルシャ湾（公海・イラク領海・イラン領海・クウェート領海・サウジアラビア領海）派遣は１９９１年６月５日から９月１１日まで行なわれ、その法的根拠は自衛隊法９９条（機雷等の除去、現行法では第８４条の２）とされた。法的には、公海上の作業ということで、海上自衛隊の通常業務という解釈がされた形である。

２　ＰＫＯ等協力法「成立」の経過

１９９１年１０月、カンボジア問題に関してパリ和平協定の調印が行われ、カンボジアへのＰＫＯ活動の開始がなされようとしていた。

このとき政府は、カンボジア内戦の後始末として、自衛隊を派遣することについて、「地雷の敷設してある紛争直後の危険な地域へは訓練された自衛隊しか役に立たない」と、カンボジア和平を口実に自衛隊派遣の必要性を強調した。

かような世論操作によってつくりだされた「世論」を背景に、自、公、民三党は、同年９月９日、自衛隊の部隊ごと国連ＰＫＯ参加を認める「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」案（ＰＫＯ等協力法案）を国会に上程した。

しかし、広範な国民の反対運動が起り、一時は廃案かと報道される状況となった。

これに対して、政府・与党は、ＰＫＯ法の五原則（①紛争当事者の停戦合意②紛

争当事者の受入れ合意③活動の中立④以上の条件が崩れた場合の撤収⑤武器使用の制限）及び国会の事前承認、ＰＫＦ本体への自衛隊部隊ごと参加の「凍結」、三年後の見直し等を盛り込むことで、国民の批判をかわし、法案の成立を図った。

こうして、ＰＫＯ等協力法の合憲性、憲法９条に基づく国際貢献のあり方などについて、憲法論議が全く不十分なまま、国会審議が打ち切られ、１９９２年６月１５日衆議院で可決・成立した。

３　紛争地域における人道支援と軍隊の関係

（１）前述したように、自衛隊の海外派遣は、人道復興支援と国連への協力という「国際貢献」を旗印に、「危険な地域だから訓練された自衛隊が行く」という考えの下に開始された。これは今日まで一貫している。

しかし、国際社会の常識は逆である。その地域に軍隊しかいないという極限的状況の場合を除き、軍隊が人道支援をするべきではない」というのが、紛争地域で活動する赤十字国際委員会を含む国際ＮＧＯ、国連人道援助事務所（ＵＮＯＣＨＡ）などの考えである。その理由として、３点が挙げられる（日本国際ボランティアセンター（ＪＶＣ）代表・熊岡路矢氏／世界 no. ７２７）

①　軍隊は、軍隊は敵と戦い倒すために訓練されている組織であり、女性、乳幼児、こども、老人など弱い立場の人々を対象とする、人道支援（特に文化の異なる地域）のための専門性はない（低い）。

②　軍隊は通常、その属する国の国益を反映する。従って人道支援の原則である中立性・公平性を守り難い。

③　軍隊及び軍隊的組織が、人道支援を行うことで、本来これを行っている国連やＮＧＯのような組織の中立性までが疑われ、政治的・軍事的に標的にされることがある（イラクにおける２００４年８月１９日の国連ビル爆破事件などの例）。

（２）国連では、ＵＮＯＣＨＡ（国連人道援助事務所）が、軍と人道支援の関係についてガイドラインを作成し、各国政府・関係機関に提示している（前掲世界 no. ７２７）。

「　軍と人道支援の関係について（訳・高橋清貴）　UNOCHA 発表のガンドラインか

ら（Guidelines on Use of Military and Civil　Defence to Support United Nations Humanitarian Activities Complex Emergencies　２００３年３月）

１．人道支援活動の基本理念

人道性：人間の苦しみに応えるもの。特に最も脆弱な人々に注意を向ける（例えば、子ども、女性、老人）。しかし、活動にあたっては、彼らの尊厳と人権を尊重しなければならない。

中立性：政治的、宗教的、思想的な対立がある中での活動なので、敵対行為に関わったり、どちらか一方の側を支援してはならない。

公平性：民族、ジェンダー、国籍、政治的意見、人権、宗教に関する差別をしてはならない。純粋に（solely、最も緊急を要する人々のニーズの優先順位に基づいて応えるべきである。

２．基本原則・基準

従って、人道支援目的のために軍のリソース（人、機材、サービス）を使うには、以下の基準に従うべきである。

１）軍のリソースの活用は、現場の人道支援調整官からの純粋に人道ニーズに基づく要請によるものでなければならない。政治権力者からの要請であってはならない。

２）軍のリソースの活用の際は、その民生的側面と性質が維持されるように注意しなければならない。従って人道支援機関の管理の下で実施されるべきである。

３）人道的活動は、人道機関によって実施されるべきものである。軍というものは、その性質上あらゆる活動を行う可能性があるだけに、人道的目的の活動と軍事的目的の活動を峻別させるために、直接的な人道支援は控えるべきである。

４）軍のリソースの活用は、使うべき時間と規模を限定すべきである。また、終了計画を明確にしておかなければならない。

５）その他、国連の行動規範に準ずる。　」

（３）カンボジア派遣では、日本人文民警察官５人が、オランダ海兵隊UNTAC部隊の護衛を受けたパトロール巡回中に、オランダ軍兵士とともに武装ゲリラに襲撃され、高田警部補が死亡し、他の 4 人も重傷を負う事件が発生した。これは、「危険

だから軍隊に」とか「軍隊に守ってもらう」ということが、紛争地では却って危険であることを示す証左である。日本国民が忘れてはならない歴史的事実である。

「軍のリソース」を使わず、中立性・公平性を貫き、日本の科学技術を生かした人道復興支援こそ、安全で効果的な「国際貢献」であり、憲法前文・９条に適うものである。

４　ＰＫＯ等協力法に基づく派遣

こうして、自衛隊の海外派兵は、湾岸戦争のペルシャ掃海艇派遣が最初となり、ＰＫＯ協力法の成立によって制度化され、南スーダンまで１４回実施された。

今回の南スーダン派遣も含め、大規模な派遣には、陸上自衛隊の施設科部隊が当てられているが、同部隊は、他国や旧日本軍では「工兵」と呼ばれる職種で、作戦の全局面において施設技術能力を駆使して、戦闘支援、兵站支援、情報支援などを行って諸部隊を支援する。道路や橋梁等の破壊や構築あるいは修復、陣地の構築など、第一線部隊に戦闘力を発揮させるための支援の他、交通路、飛行場、港湾等の建設・維持などを行なうのが任務である。

施設科部隊は、通常は自らが第一線に立って戦闘することは少ない。その装備は普通科部隊（主として近接戦闘により敵を撃破または捕捉、地域の占領確保することを任務）に比して火力を欠き、その戦闘能力は極めて限定されている。従って、施設科部隊だけを「戦闘地域」に派遣することは、軍事的にみると実は危険なことである。

国際平和協力法に基づく我が国の国際平和協力業務の実績

平成27年2月現在

国際連合平和維持活動等			
活動	要員	期間	延べ人数
1. 第2次国連アンゴラ監視団(UNAVEM Ⅱ)	選挙監視要員	1992年9月～10月	3人
2. 国連カンボジア暫定機構(UNTAC)	停戦監視要員	1992年9月～1993年9月	8人×2
	文民警察要員	1992年10月～1993年7月	75人
	施設部隊	1992年9月～1993年9月	600人×2
	選挙要員	1993年5月～6月	41人
3. 国連モザンビーク活動(ONUMOZ)	司令部要員	1993年5月～1995年1月	5人×2
	輸送調整部隊	1993年5月～1995年1月	48人×3
	選挙監視要員	1994年10月～11月	15人
4. 国連エル・サルバドル監視団(ONUSAL)	選挙監視要員	1994年3月～4月	15人×2
5. 国連兵力引き離し監視団(UNDOF)	司令部要員	1996年2月～2013年1月	2人×13, 3人×4
	輸送部隊	1996年2月～2013年1月	43人×33＋44人
6. 国連東ティモール・ミッション(UNAMET)	文民警察要員	1999年7月～9月	3人
7. 国連東ティモール暫定政権機構(UNTAET)	施設部隊	2002年3月～5月	680人
	司令部要員	2002年2月～5月	10人
8. 国連東ティモール支援団(UNMISET)	施設部隊	2002年5月～2004年6月	(UNTAETより引継ぎ680人)
	司令部要員	2002年5月～2004年6月	(UNTAETより引継ぎ10人)＋7人
9. 国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)	文民警察要員	2007年1月～2008年2月	2人×2
10. 国連ネパール政治ミッション(UNMIN)	軍事監視要員	2007年3月～2011年1月	6人×4
11. 国連スーダン・ミッション(UNMIS)	司令部要員	2008年10月～2011年9月	2人×6
12. 国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)	施設部隊	2010年2月～2013年2月	203人＋346人＋330人＋330人＋317人+317人＋
	司令部要員	2010年2月～2013年1月	2人×6
13. 国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)	軍事連絡要員	2010年9月～2012年9月	2人×4
14. 国連南スーダン共和国ミッション	司令部要員	2011年11月～現在	3人×5 2人×2
	施設部隊	2012年1月～現在	238人＋349人×3＋401人×2+353人
			小計10,045人

5　多国籍軍への参加

(1) インド洋派遣

２００１年９月１１日米国テロの後、日本は、米国の要請に応えて、テロ特措

法及び新テロ特措法を制定して、アフガニスタンで軍事行動をとるアメリカ海軍など各国艦艇への後方支援を行なった。

①２００１年１１月～２００７年１１月（旧法）

②２００８年1月～２０１０年1月（新法）

２０１０年2月6日、新テロ特措法の失効に基づき、海上自衛隊の派遣部隊が帰国して、終了した。

（2）イラク派遣

ア　２００３年3月に始まった米英を中心とするイラク戦争（ドイツ、フランス、中国、ロシアなどは、国連憲章に反するとして不参加）に対して、日本は、イラク特措法を成立させ、陸上自衛隊のイラク復興支援群とイラク復興業務支援隊、航空自衛隊のイラク復興支援派遣輸送航空隊が参加した。

陸上自衛隊は、２００６年7月まで撤退し、航空自衛隊は、２００８年4月１７日名古屋高等裁判所の違憲判決を受け、同年１２月までに撤退した。

イ　名古屋高裁判決は、イラクの実態、自衛隊の活動内容を詳細に検討し当時の防衛大臣の国会答弁も踏まえた上で、上記政府見解の要件にあてはめて、次のように認定した。

①　バグダッドは戦闘行為が行われ又は行われようとしている地点である。

②　２００６年7月以降の航空自衛隊の活動は、人道支援ではなく、専ら多国籍軍の武装兵員を輸送するものであり、現代戦において輸送等の補給活動が戦闘行為の重要な要素であることを考慮すれば、多国籍軍の軍事活動にとって必要不可欠な軍事上の後方支援にあたる。

③　日本は上記活動をアメリカ軍等と調整の上で行っており、関係の密接性が認められる。

④　協力しようとする相手、すなわち米軍の活動の実態は、イラクの多くの市民を犠牲にした、国連憲章に反した違法な軍事行動であった。

以上からすれば、政府見解に立ったとしても、他国の武力行使と一体化した軍事行動であって、憲法９条１項に違反する。

第６　安保関連法とＰＫＯ派遣の拡大

１　ＰＫＯ協力法の業務の拡大

（1）国際連携平和安全活動の新設

ＰＫＯ協力法は、これまで、国連が統括するＰＫＯを中心とする国際平和協力業務に自衛隊の部隊その他が参加するものであった。しかし、①国連ＰＫＯで実施できる業務を拡大するとともに、②国連が統括しない有志連合による平和維持活動への参加も広くできるようにした（第１条、第３条第１号・第２号・第５号）。

この②は、「国際連携平和安全活動」と称され、国連関係機関の支持や要請、さらには国連の関与がほとんどないか、又は全くない有志連合ミッション等による停戦監視、統治組織の設立、被災民救援などへの参加が可能とされる。

また、①及び②の両方について、その活動を実施できる前提状況の類型も追加されている。すなわち、従来ＰＫＯ活動は、

（ア）紛争当事者の停戦合意、及び領域国・紛争当事者両方の当該活動実施についての同意がある場合に、いずれの当事者にも偏ることなく実施されるものであることが必要とされたが、成立した法は、

（イ）武力紛争後紛争当事者が当該地域に存在しなくなった場合に、領域国の当該活動実施の同意がある場合

（ウ）武力紛争発生前に、領域国の同意があり、紛争未然防止を主目的に特定の立場に偏ることなく実施される場合

にもＰＫＯ活動及び国際連携平和安全活動ができるものとしている（第３条第１号・第２号）。

（2）安全確保業務・駆け付け警護等への業務の拡大

上記①のＰＫＯ活動についても、②国際連携平和安全活動についても、これまでは憲法第９条の解釈上、海外での武力の行使に至る危険のあるものとして認めてこなかった活動、すなわち、任務遂行のための武器使用を伴う、治安維持・住民保護等のためのいわゆる安全確保業務やいわゆる「駆け付け警護」も可能とした（第３条第５号ト及びラ）。

なお、改正法は、上記②の国際連携平和安全活動を含めてＰＫＯ５原則は維持

するとするが、②の受入同意については活動を実施できる状況類型の拡大により紛争当事者の同意がない場合が生じるし、少なくとも⑤の原則は、任務遂行のための武器使用を認めることにより、一部について放棄されることになった。

国会の承認は、これまで停戦監視関係活動と安全確保活動の実施についてのみ、実施計画を添えて、原則として海外派遣前に得ることとされていた（国会閉会中又は衆議院解散中は事後承認可）が、改正ＰＫＯ協力法は、安全確保業務をその対象に追加した（第６条第７項）。

２　国際平和支援法の新規立法

（１）安保関連法により新たに「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（以下「国際平和支援法」という。）が成立した。

これは、いわゆる自衛隊海外派遣恒久法であり、日本が他国の戦争を支援するための法律である。アフガン戦争やイラク戦争では、旧テロ特措法や旧イラク特措法をその都度個別に立法して、発生した事態ごとに、給油などの協力支援活動や安全確保支援活動・人道復興支援活動などを行う必要性や安全性、さらには憲法適合性を個別に審議して決定してきた。しかし、新法は、このような海外の他国間の武力紛争への支援活動のために、自衛隊を随時派遣できることを原則にしたのである。

この法律に基づく支援活動も、地理的限定はなく世界中に及び、当該国の同意があればその領域を含む（第２条第４項）。

支援対象となる「諸外国の軍隊等」は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、次のいずれかの国連総会又は安全保障理事会の決議がある場合に、その事態に対処するための活動を行うものに限るとされる（第３条第１項第１号）。

①　当該外国が当該活動（武力の行使等）を行うことを決定し、要請し、勧告し又は認める決議

②　当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国連加盟国の取組を求める決議

しかし、特に②については、「認識を示す」「関連する」決議があればよいという、

幅の広い解釈を許すものである。２００３年に制定・施行された旧イラク特措法では、１９９０年の湾岸戦争についての安保理決議等が自衛隊派遣の正当化根拠とされたことが想起される。

（2）国際平和支援法に基づく対応措置は、戦争等を遂行する外国軍隊への物品・役務の提供をする協力支援活動と、戦闘行為によって遭難した戦闘参加者等の捜索救助活動であるが、これらの活動が「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所ならばできることとされること（但し、捜索救難活動については、現に活動中に現場で戦闘が発生しても活動を継続できる）、また、物品・役務の提供には弾薬の提供及び戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備まで含まれていることは、重要影響事態法と同様である（第２条第１項・第３項、第３条第１項第２号・第３号、別表第一、別表第二）。

したがって、このような自衛隊の活動は、武力を行使する外国軍隊との一体化は避けられず、自衛隊も武力の行使をせざるをえない状態に至る危険性が極めて高いことも、重要影響事態法と全く同様である。

また、これまで対象が周辺事態に限られていた船舶検査活動法が改正され、国際平和共同対処事態においても、対応措置として、自衛隊が世界中の海で、同様の船舶検査活動ができることとされた（第２条第１項、船舶検査活動法案第１条～第３条）。

（3）安保関連法に対して、政府は、切れ目のない安全保障を実現したという。しかし、その実質は、いつでも自衛隊派遣ができ、その法的根拠は何とでもなる、ということにほかならない。

本書面は、国連ＰＫＯを中心に自衛隊の海外派遣に焦点を当てているので、安保関連法の全体像には触れない。ただ、この点では、以下に内閣総理大臣補佐官（安全保障問題担当）・磯崎陽輔参議院議員が自らのブログに載せていた表（２０１５年４月）が分かりやすいので、参考までに掲載する。本書では、右半分の「国際貢献」の欄を論じたことになる。

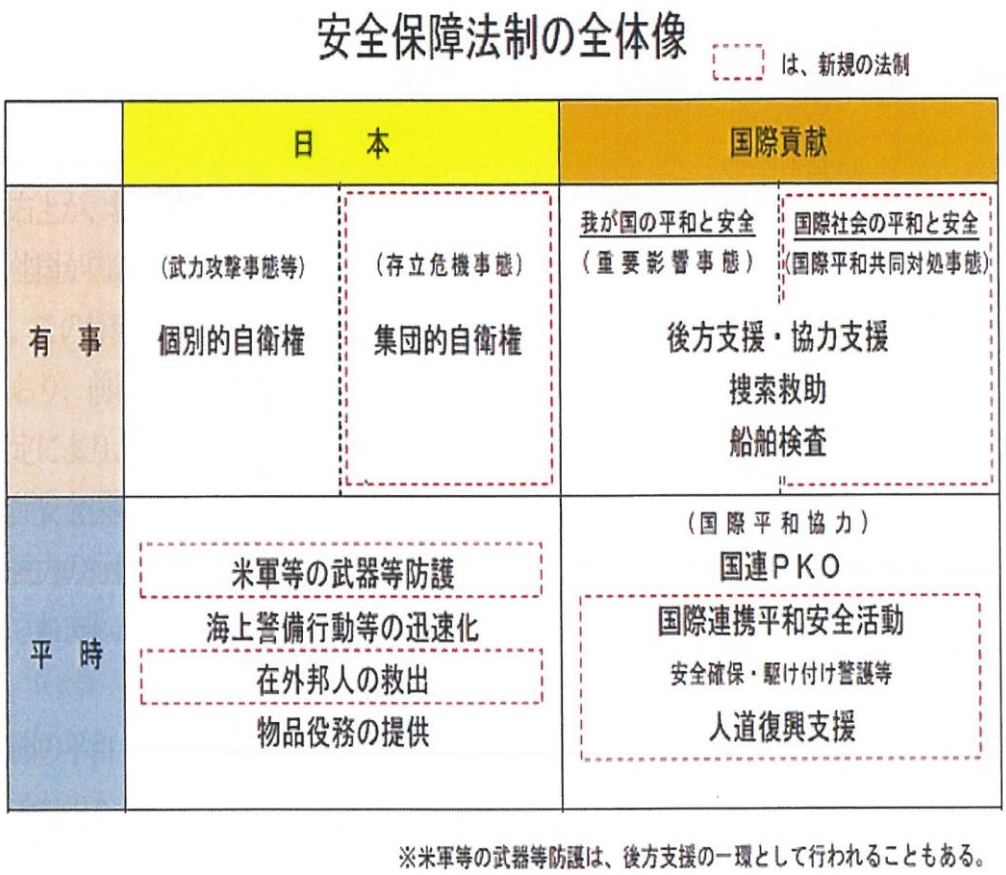

第７　北海道における安保関連法と自衛隊

１　陸上自衛隊の拠点

（１）北海道には、陸上自衛隊の第２師団（司令部：旭川市)、第５旅団（司令部：帯広市)、第７師団（司令部：千歳市)、第１１旅団（司令部：札幌市）があり、航空自衛隊千歳基地、海上自衛隊函館基地隊・余市警備隊などがある。

また、演習場として、日本最大面積を持つ矢臼別演習場（別海町など)、札幌周辺とする道央地区に広がる北海道大演習場など、２５か所以上ある。

冷戦時代には、ソ連が道内に上陸して軍事衝突が起きるとの想定で、全国の陸上自衛隊の３分の１、火力の２分の１が北海道に集中されており、全国の拠点地域だった。

（２）かような下で、恵庭事件（１９６２年)、長沼ナイキミサイル訴訟（１９６８年)がこの北海道で発生し、自衛隊の違憲性をめぐる憲法裁判が争われた。また、イラ

ク戦争の際には自衛隊派遣差止訴訟が起こされた（２００４年)。

そして、南スーダンＰＫＯ派遣は、北海道の北部方面隊が、２０１１年７月の第１次隊を初めとして、第２次、第６次、第１０次隊と、１１回のうち実に４回も派遣されており、かような中で、本訴訟が原告により提起されたのである。

自衛隊基地と自衛隊員が多いこと、政府による軍事拡大、海外派兵が、隊員や家族に深刻な問題を引き起こしていることが背景にあることは明らかである。

２　北海道における米軍基地と自衛隊の使用

１９４５年９月から、日本を占領するアメリカ軍は、旧千歳海軍航空隊の第１・第２・第３各飛行場および周辺の海軍施設や民有地を逐次接収して使用を開始し、１９５２年７月に旧安保条約に基づき日本より提供されたのがキャンプ千歳（*Camp Chitose*、FAC１００２）である。

その後、数次に及ぶ一部返還を経て面積は縮小し、１９７１年までに米軍は撤退したにもかかわらず、現在なお日本に返還されずに4,274,273㎡が保持されている。これは日米安保条約第６条に基づく地位協定第２条３項（不必要になった場合の返還義務）に反する状況である。

同基地は、１９７１年７月に締結された「キャンプ千歳の共同使用等に関する日米政府間協定」により、陸上自衛隊が日米地位協定第２条第４項（ａ）（米軍管理・共同使用）に基づく使用をしている。

３　進む自衛隊基地の米軍使用

冷戦崩壊後、北海道の自衛隊基地の多くは、日米安保条約第６条に基づく地位協定第２条４項（ｂ）により、米軍との共用となってきた。後記表のとおり、唯一の米軍専用基地であるキャンプ千歳を含めると１８施設・区域、343,484千㎡に及び、面積では全国1,024,917千㎡の３３．５％を占める。これは、沖縄県の３３施設・区域、230,437千㎡（２２．５％）を大きく上回っている。

沖縄は、地位協定第２条４項（ａ）に基づく米軍専用基地が大半を占めるが、米軍と自衛隊の一体化が進む中で、その区別をしなければ北海道が日本で最も多くの

日米の軍事施設・区域を抱えており、それが安保関連法と２０１５年ガイドラインによりいっそう増強されていくことは確実である。

沖縄が抱える過重な基地負担・不平等な地位協定の問題は、北海道でも進行していかざるをえない。

在日米軍施設・区域別一覧

平成27年1月1日現在

施設・区域名	用途	所在地		面積
キャンプ千歳	通信	北海道	千歳市	4,274 千㎡
（東千歳駐屯地）	演習場	北海道	千歳市	81 千㎡
（北海道・千歳演習場）	演習場	北海道	恵庭市、千歳市、札幌市、北広島市	92,288 千㎡
（千歳飛行場）	飛行場	北海道	千歳市、苫小牧市、幌泉郡えりも町	2,584 千㎡
（別海矢臼別大演習場）	演習場	北海道	野付郡別海町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町	168,178 千㎡
（釧路駐屯地）	兵舎	北海道	釧路郡釧路町	26 千㎡
（鹿追駐屯地）	演習場	北海道	河東郡鹿追町	59 千㎡
（上富良野中演習場）	演習場	北海道	空知郡上富良野町、空知郡中富良野町、富良野市	34,688 千㎡
（札幌駐屯地）	演習場	北海道	札幌市	8 千㎡
（鹿追然別中演習場）	演習場	北海道	河東郡鹿追町	32,832 千㎡
（帯広駐屯地）	演習場	北海道	帯広市	757 千㎡
（旭川近文台演習場）	演習場	北海道	旭川市	1,409 千㎡
（丘珠駐屯地）	その他	北海道	札幌市	2 千㎡
（名寄演習場）	演習場	北海道	名寄市	1,734 千㎡
（滝川演習場）	演習場	北海道	滝川市、樺戸郡新十津川町	1,367 千㎡
（美幌訓練場）	演習場	北海道	網走郡美幌町	2,269 千㎡
（倶知安高嶺演習場）	演習場	北海道	虻田郡倶知安町	928 千㎡
（遠軽演習場）	演習場	北海道	紋別郡遠軽町	1,082 千㎡

全　国　　１３２施設・区域　　１，０２４，９１７　千㎡　（１００%）

北海道　　１８施設・区域　　３４３，４８４　千㎡　（３３．５%）

沖　縄　　３３施設・区域　　２３０，４３７　千㎡　（２２．５%）

以上